

国保

「出産育児一時金」の

支払額と支払方法が変わりました

変更点
1

出産育児一時金の支払額が
4万円アップ

【これまで】

38万円

+4万円

42万円

【10月1日以降の出産から】



変更点
2

出産育児一時金を医療機関が申請・
受け取りをする直接支払制度がスタート

【これまで】

原則 被保険者が出産費用を
自己負担した後に申請・受け取り

※被保険者の申請により、庄原市国保から医療機関へ直接支払う受取代理制度がありました。事前に申請が必要でした。

【10月1日以降の出産から】

原則 医療機関が被保険者に代わって
申請・受け取りをします

※庄原市国保へ申請の必要はありません。
※出産費用が42万円未満の場合は差額をお支払いします。
※被保険者が直接受け取る従来の方法も選べます。



10月1日以降の出産から、出産育児一時金が、出産費用の全国平均である42万円に引き上げられ、医療機関が被保険者に代わって申請・受け取りをする「直接支払制度」が始まりました。

これまで出産育児一時金は、原則として、被保険者が退院時に出産費用を全額支払った後に庄原市国保へ申請し、受け取っていたものでした。

庄原市国保では、これまでも被保険者の出産時の負担を軽減するため、出産育児一時金を直接医療機関へ支払うという「受取代理制度」を設けていましたが、この受取代理制度を利用される場合、予定日前に申請していただく必要がありました。

これからは被保険者が、庄原市国保へ申請していただく必要はなく、医療機関に直接支払制度の利用を申し出るだけでよくなりました。

問い合わせ

保健医療課国保年金係
0824-73-1158

庄原駅周辺の 都市計画変更

都市整備課市街地整備係
0824-73-1173

庄原駅周辺地区土地区画整理事業の都市計画を8月27日付で変更し、区域面積を約15.5畝から約2.2畝に縮小しました。

平成5年8月に事業区域約15.5畝で都市計画決定を行いました。その後、厳しい財政状況などにより、平成11年に事業の凍結を行い現在に至っていました。

この度、事業内容などの見直しを行い、実施可能な庄原駅周辺地区約2.2畝に区域変更しました。今後、幹線道路網の整備と駅前広場を中心とした交通結節点の機能強化、また庄原市の玄関口としてふさわしい賑わいのあるまちづくりの早期実現を目指します。

なお、庄原市都市計画に関する図書は、庄原市役所2階都市整備課で閲覧できます。

